

令和5年6月

第130回丹波市議会定例会議案書

**人事案件は
自ページにしています。
(P1)**

議案第42号

丹波市地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化のための固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例の制定について

丹波市地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化のための固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和5年5月31日提出

丹波市長 林 時彦

丹波市条例第 号

丹波市地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化のための固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例

丹波市地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化のための固定資産税の課税免除に関する条例(平成21年丹波市条例第43号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第13条第4項の規定により承認された地域経済牽引事業計画(法第14条第1項の規定による変更の承認があったときは、その変更後のもの。以下「承認地域経済牽引計画」という。)に従って当該承認地域経済牽引計画に係る法第4条第6項の規定による同意を得た基本計画(法第5条第1項又は第2項の規定による変更があったときは、その変更後のもの)における促進区域(以下「同意促進区域」という。)において、承認地域経済牽引事業」を「第4条第6項の規定により主務大臣の同意を得た基本計画(法第5条第1項の規定による変更の同意があったときは、その変更後のもの。)により定められた促進区域(以下「促進区域」という。)において、法第13条第4項又は第7項(法第14条第3項において準用する場合を含む。)の規定により承認された地域経済牽引事業計画に従って行う地域経済牽引事業(法第25条の規定による主務大臣の確認を受けたものに限る。以下「承認地域経済牽引事業」という。)」に改める。

第2条中「市長は」の次に「、促進区域内において、法第4条第6項の規定による同意の日(以下「同意日」という。)から令和7年3月31日までの間に」を加え、「。以下「省令」という。」及び「同意促進区域内に設置した事業者が、法第4条第6項の規定による基本計画の同意の日から起算して5年以内に対象施設を」を削り、「設置した者」の次に「(以下「施設設置者」という。)」を加え、「同じ。)若しくは」「同じ。)又は」「(同意の日)を」「(同意日)に」「又は当該対象施設に設置された構築物を除く事業の用に供する機械及び装置(以下「機械装置」という。)に対して課する」を「に係る」に、「、操

業を開始した日以後最初の1月1日を賦課期日とする年度（機械装置については、最初に操業を開始した日以後最初の1月1日に賦課期日を迎えるものに限る。）」を「は、新たに課されることとなった年度」に改め、同条に次の1項を加える。

2 市長は、対象施設を取得した日の属する年の1月2日（当該対象施設の取得日が1月1日である場合は1月1日）から当該施設の操業を開始した日までの間に、施設設置者が承認地域経済牽引事業のために取得し、当該施設に設置した機械及び装置に係る固定資産税については、新たに課されることとなつた年度から3年度分に限り、課税を免除することができる。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
(経過措置)
- 2 この条例による改正後の丹波市地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化のための固定資産税の課税免除に関する条例第2条の規定は、法第13条第4項の規定により承認された地域経済牽引事業計画の承認の日（以下「承認日」という。）が、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後であるものに係る課税免除について適用し、承認日が施行日前であるものに係る課税免除については、なお従前の例による。

議案第43号

丹波市税条例の一部を改正する条例の制定について

丹波市税条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和5年5月31日提出

丹波市長 林 時彦

丹波市条例第 号

丹波市税条例の一部を改正する条例

丹波市税条例（平成16年丹波市条例第53号）の一部を次のように改正する。

第10条第3項第1号中「第9条第2項第2号」を「前条第2項第2号」に改める。

第34条の9第2項中「又は」の次に「当該控除することができなかった金額のうち法第314条の9第2項後段に規定する還付をすべき金額により」を加え、「の同項の」を「の前項の」に、「若しくは市民税に充当し」を「、個人の市民税若しくは森林環境税を納付し、若しくは納入し」に、「に充当する」を「を納付し、若しくは納入する」に改める。

第36条の3の2第5項中「第3項」を「第4項」に改め、同項を同条第6項とし、同条第4項中「第2項」を「第3項」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項中「前2項」を「第1項及び前項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項中「前項」を「第1項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書を給与支払者を経由して提出する場合において、当該申告書に記載すべき事項がその年の前年において当該給与支払者を経由して提出した前項又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書（その者が当該前年の中途において次項の規定による申告書を当該給与支払者を経由して提出した場合には、当該前年の最後に提出した同項の規定による申告書）に記載した事項と異動がないときは、給与所得者は、施行規則で定めるところにより、前項又は法第317条の3の2第1項の規定により記載すべき事項に代えて当該異動がない旨を記載した前項又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書を提出することができる。

第38条の見出し中「方法」を「方法等」に改め、同条第1項中「よって」を「より」に改め、同条に次の1項を加える。

3 森林環境税は、当該個人の市民税の均等割を賦課し、及び徴収する場合に併せて賦課し、及び徴収する。

第41条中「及び」を「、個人の」に改め、「県民税額」の次に「及び森林環境税額」を加え、「よって」を「より」に改める。

第44条第1項中「よって」を「より」に、「においては」を「には」に改め、「均等割額」の次に「（これと併せて賦課徴収を行う森林環境税額を含む。次項及び第5項において同じ。）」を加え、同条第2項中「においては」を「には」に、「よって」を「より」に改め、同条第3項、第5項及び第6項中「よって」を「より」に改める。

第47条第1項中「よって」を「より」に、「においては」を「には」に改め、同条第2項中「通知によって」を「通知により」に、「すでに」を「既に」に、「第17条の2の規定によって」を「第17条の2の2第1項第2号に規定する市町村徴収金関係過誤納金とみなして、同条第3項、第6項及び第7項の規定を適用することができるものとし、当該市町村徴収金関係過誤納金により」に、「に充当する」を「を納付し、又は納入することを委託したものとみなす」に改める。

第47条の2第1項中「よって」を「より」に、「においては」を「には」に改め、「及び均等割額」の次に「（これと併せて賦課徴収を行う森林環境税額を含む。以下この条及び第47条の5において同じ。）」を加え、同項第2号及び同条第2項中「よって」を「より」に改める。

第47条の6第1項中「よって」を「より」に、「においては」を「には」に改め、同条第2項中「方法によって」を「方法により」に、「第17条の2の規定によって」を「第17条の2の2第1項第2号に規定する市町村徴収金関係過誤納金とみなして、同条第3項、第6項及び第7項の規定を適用することができるものとし、当該市町村徴収金関係過誤納金により」に、「に充当する」を「を納付し、又は納入することを委託したものとみなす」に改める。

第82条第1号エ中「及び」を「、」に改め、「3輪のもの」の次に「及び道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）第1条第1項第13号の6に規定する特定小型原動機付自転車」を加える。

第90条第4項中「、第3項」を「前項」に改める。

附則第13条の2を削る。

附則第14条中「第13条」を「前条」に改める。

附則第15条の2第4項及び第16条の2第3項中「100分の10」を「100分の35」に改める。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

（1） 第82条第1号エの改正規定及び附則第3条第1項の規定（この条例による改正後の丹波市税条例（以下「新条例」という。）附則第16条の2第3項に係る部分を除く。） 令和5年7月1日

（2） 第34条の9第2項並びに第38条の見出し及び同条第1項の改正規定、同条に1項を加える改正規定並びに第41条、第44条、第47条、第47条の2及び第47条の6の改正規定並びに附則第15条の2及び附則第16条の2第3項の改正規定並びに次条第1項並びに附則第3条第1項（新条例附則第16条の2第3項に係る部分に限る。）及び第2項の規定 令和6年1月1日

（3） 第36条の3の2の改正規定及び次条第2項の規定 令和7年1月1日
(市民税に関する経過措置)

第2条 前条第2号に掲げる規定による改正後の丹波市税条例の規定中個人の市民税に関する部分は、令和6年度分以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和5年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

2 新条例第36条の3の2第2項の規定は、令和7年1月1日以後に支払を受けるべき丹波市税条例第36条の3の2第1項に規定する給与（以下この項において「給与」という。）について提出する同条第1項の規定による申告書について適用し、同日前に支払を受けるべき給与について提出した同項の規定による申告書については、なお従前の例による。

（軽自動車税に関する経過措置）

第3条 新条例第82条第1号エ及び附則第16条の2第3項の規定は、令和6年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和5年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

2 新条例附則第15条の2第4項の規定は、附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日以後に取得された3輪以上の軽自動車に対して課すべき軽自動車税の環境性能割について適用し、同日前に取得された3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

議案第44号

丹波市印鑑条例の一部を改正する条例の制定について

丹波市印鑑条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和5年5月31日提出

丹波市長 林 時彦

丹波市条例第 号

丹波市印鑑条例の一部を改正する条例

丹波市印鑑条例（平成16年丹波市条例第12号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項中第5号を削り、第6号を第5号とし、第7号を第6号とする。

第14条第1項ただし書中「電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号。以下「公的個人認証法」という。）第22条第1項に規定する利用者証明用電子証明書が記録された行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カード（以下「個人番号カード」という。）」を「個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）第2条第7項に規定する個人番号カードであって、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号。以下「公的個人認証法」という。）第22条第1項に規定する個人番号カード用利用者証明用電子証明書を記録したものに限る。以下第3項第1号及び次条第1号において同じ。）」に、「提出を省略することができる」を「添付を要しない」に改め、同条第3項後段を削り、同項第1号中「個人番号カード」の次に「又は公的個人認証法第35条の2第1項に規定する移動端末設備用利用者証明用電子証明書を記録した移動端末設備（電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第12条の2第4項第2号ロに規定する移動端末設備をいう。）」を加え、同項第2号中「個人番号カード」の次に「番号法第2条第7項に規定する個人番号カードであって、」を加える。

第16条第1項中「並びに第6条第1項第3号から第6号までに掲げる事項」を削り、「について」を「及び第6条第1項第3号から第5号までに掲げる事項を記載して」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第6条の改正規定及び第16条の改正規定は、令和5年10月1日から施行する。

議案第45号

物品購入契約の締結について

次のとおり物品購入契約を締結することについて、丹波市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成16年丹波市条例第50号）第3条の規定により、議決を求める。

令和5年5月31日提出

丹波市長 林 時彦

- 1 物品名 消防団ポンプ自動車（水槽付）
- 2 契約金額 27,742,000円
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 2,522,000円)
- 3 契約の相手方 名 称 有限会社 西垣消防器具製作所
代表者 代表取締役 西垣 雅彰
所在地 兵庫県朝来市和田山町玉置461番地

議案第46号

物品購入契約の締結について

次のとおり物品購入契約を締結することについて、丹波市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成16年丹波市条例第50号）第3条の規定により、議決を求める。

令和5年5月31日提出

丹波市長 林 時彦

- 1 物品名 消防団ポンプ自動車（3.5t未満）
- 2 契約金額 21,340,000円
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 1,940,000円)
- 3 契約の相手方 名 称 有限会社 西垣消防器具製作所
代表者 代表取締役 西垣 雅彰
所在地 兵庫県朝来市和田山町玉置461番地

議案第47号

こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の
施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行に伴う
関係条例の整理に関する条例を次のように定める。

令和5年5月31日提出

丹波市長 林 時彦

丹波市条例第 号

こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の
施行に伴う関係条例の整理に関する条例

(丹波市子ども・子育て会議設置条例の一部改正)

第1条 丹波市子ども・子育て会議設置条例(平成25年丹波市条例第41号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第77条第1項」を「第72条第1項」に改める。

第2条中「第77条第1項各号」を「第72条第1項各号」に改める。

(丹波市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第2条 丹波市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年丹波市条例第45号)の一部を次のように改正する。

第26条中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

附則第3項中「第7条第1項」を「第7条」に改める。

(丹波市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第3条 丹波市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例(平成26年丹波市条例第46号)の一部を次のように改正する。

第4条第2項ただし書中「第19条第1項第3号」を「第19条第3号」に改め、同項第1号中「第19条第1項各号」を「第19条各号」に改め、同項第2号中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同項第3号中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に、「同項第3号」を「同条第3号」に改める。

第6条第2項中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同条第3項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に、「同項第2号」を「同条第2号」に改める。

第7条第2項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改める。

第8条中「第19条第1項各号」を「第19条各号」に改める。

第13条第4項第3号ア(ア)中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同号ア(イ)中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改め、同号イ(ア)中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同号イ(イ)中「第

19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改める。

第15条第1項第3号中「第25条」を「第25条第1項」に改め、同項第4号中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

第20条第4号中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改める。

第37条第1項中「限る。」の次に「以下」を加え、「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同条第2項中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に、「同項第2号」を「同条第2号」に、「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改め、同条第3項中「同項第2号」を「同条第2号」に改める。

第38条第1項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改め、同条第2項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に、「同項第1号」を「同条第1号」に、「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同条第3項中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に、「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に、「同項第1号」を「同条第1号」に改める。

第39条第2項中「第19条第1項第3号」を「第19条第3号」に改め、「基準」の次に「(平成26年厚生労働省令第61号)」を加える。

第41条第2項中「第19条第1項第3号」を「第19条第3号」に改める。

第46条中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

第53条第1項中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同条第2項中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に、「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改め、同条第3項中「第19条第1項第3号」を「第19条第3号」に、「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に、「同項第3号」を「同条第3号」に、「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改める。

第54条第1項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改め、同条第2項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に、「同項第3号」を「同条第3号」に、「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同条第3項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改める。

(丹波市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例の一部改正)

第4条 丹波市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例(平成26年丹波市条例第61号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に、「法第19条第1項第2号」を「同条第2号」に改め、同条第3項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改め、同条第4項中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に、「法第19条第1項第2号」を「同条第2号」に改める。

別表第2中「(昭和25年法律第144号)」及び「(平成6年法律第30号)」を削る。

(丹波市福祉型児童発達支援センター条例の一部改正)

第5条 丹波市福祉型児童発達支援センター条例(平成30年丹波市条例第42号)の一部を次のように改正する。

第9条中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第48号

丹波市公衆便所条例の一部を改正する条例の制定について

丹波市公衆便所条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和5年5月31日提出

丹波市長 林 時彦

丹波市条例第 号

丹波市公衆便所条例の一部を改正する条例

丹波市公衆便所条例（平成16年丹波市条例第139号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

仏師の里公衆便所	丹波市氷上町清住261番地1
----------	----------------

」

を

「

仏師の里公衆便所	丹波市氷上町清住261番地1
石生駅西駅前広場公衆トイレ	丹波市氷上町石生2705番地

」

に改め、同表に次のように加える。

谷川駅前公衆トイレ	丹波市山南町池谷129番地1
-----------	----------------

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第49号

市道路線の認定について（田路第24号線）

次のとおり市道路線を認定することについて、道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項の規定により、議決を求める。

令和5年5月31日提出

丹波市長 林 時彦

認定路線

路線番号	区分	路線名	起終点	延長
10005024	認定	田路第24号線	(起点) 丹波市柏原町田路字むくな し120番3 (終点) 丹波市柏原町田路字流田144 番3	119.0m

議案第50号

市道路線の変更及び認定について（五ヶ野南北線、五ヶ野6号線）

次のとおり市道路線を変更し、及び認定することについて、道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項（同法第10条第3項において準用する場合を含む。）の規定により、議決を求める。

令和5年5月31日提出

丹波市長 林 時彦

1 変更路線

路線番号	区分	路線名	起終点	延長
50004522	変更前	五ヶ野南北線	(起点) 丹波市山南町五ヶ野字東畠 81・82・84合併番 (終点) 丹波市山南町五ヶ野字西山 39番2	646.8m
	変更後		(起点) 丹波市山南町五ヶ野字東畠 81番2 (終点) 丹波市山南町五ヶ野字北畠 31番1	

2 認定路線

路線番号	区分	路線名	起終点	延長
50004527	認定	五ヶ野6号線	(起点) 丹波市山南町五ヶ野字東畠 100番1 (終点) 丹波市山南町五ヶ野字風シ 山1039番	392.8m

議案第51号

丹波市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について

丹波市火災予防条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和5年5月31日提出

丹波市長 林 時彦

丹波市条例第 号

丹波市火災予防条例の一部を改正する条例

丹波市火災予防条例（平成16年丹波市条例第224号）の一部を次のように改正する。

第11条の2第1項中「自動車等（道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項第9号に規定する自動車又は同項第10号に規定する原動機付自転車をいう。第12号において同じ。）をいう。以下この条において同じ。」に「自動車、原動機付自転車、船舶、航空機その他これらに類するものをいう。以下同じ。」にコネクター（充電用ケーブルを電気自動車等に接続するためのものをいう。以下同じ。）を用いて」に、「及び全出力200キロワットを超えるものを除く。」を「を除く。」をいい、分離型のもの（変圧する機能を有する設備本体及び充電ポスト（コネクター及び充電用ケーブルを収納する設備で、変圧する機能を有しないものをいう。以下同じ。）により構成されるものをいう。以下同じ。）にあっては、充電ポストを含むに改め、同項第1号ただし書中「不燃材料で造り、又は覆われた外壁で開口部のないものに面するときは」を「次に掲げるものにあっては」に改め、同号に次のように加える。

ア 不燃材料で造り、又は覆われた外壁で開口部のないものに面するもの

イ 分離型のものにあっては、充電ポスト

第11条の2第1項第2号に次のただし書を加える。

ただし、分離型のものの充電ポストにあっては、この限りでない。

第11条の2第1項第6号中「急速充電設備」を「コネクター」に改め、同項第7号中「急速充電設備と電気自動車等の接続部に」を「コネクターが電気自動車等に接続され、」に、「接続部が」を「コネクターが当該電気自動車等から」に改め、同項第11号中「緊急停止させることができる措置を講ずる」を「緊急に停止することができる装置を、当該急速充電設備の利用者が異常を認めたときに、速やかに操作することができる箇所に設ける」に改め、同項第12号中「自動車等」を「急速充電設備と電気自動車等」に改め、同項第13号中「（充電用ケーブルを電気自動車等に接続するための部分をいう。以下この号において同じ。）」を削り、同項第16号中「当該蓄電池」の次に「（主として保安のために設けるものを除く。）」を加え、同項中第18号を第19号とし、第17号を第18号とし、第16号の

次に次の1号を加える。

- (17) 急速充電設備のうち分離型のものにあっては、充電ポストに蓄電池（主として保安のために設けるものを除く。）を内蔵しないこと。

第16条第1項中「いう。」の次に「以下同じ。」を加える。

第23条第3項を削り、同条第4項第2号中「併せて図記号による標識を設けるときは、別表第7に定めるものとしなければなら」を「健康増進法（平成14年法律第103号）第33条第2項に規定する喫煙専用室標識を設ける場合においてはこの限りで」に改め、同項を同条第3項とし、同項の次に次の1項を加える。

- 4 第2項又は前項第2号に規定する標識と併せて図記号による標識を設けるときは、「禁煙」又は「火気厳禁」と表示した標識と併せて設ける図記号にあっては、国際標準化機構が定めた規格第7010号又は日本産業規格Z8210に適合するものとし、「喫煙所」と表示した標識と併せて設ける図記号にあっては、国際標準化機構が定めた規格第7001号又は日本産業規格Z8210に適合するものとしなければならない。

第23条第5項中「前項第2号」を「第3項第2号」に改める。

別表第7を次のように改める。

別表第7 削除

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第11条の2第1項の改正規定及び次項の規定は、令和5年10月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 第11条の2第1項の改正規定の施行の際現に設置され、又は設置の工事がされているこの条例による改正後の丹波市火災予防条例（以下「新条例」という。）第11条の2第1項に規定する急速充電設備に係る位置、構造及び管理に関する基準の適用については、なお従前の例による。
- 3 新条例第23条第3項第2号の規定の適用については、当分の間、同号中「喫煙専用室標識」とあるのは、「喫煙専用室標識又は健康増進法の一部を改正する法律（平成30年法律第78号）附則第3条第1項の規定により読み替えて適用される健康増進法第33条第2項に規定する指定たばこ専用喫煙室標識」と読み替えるものとする。
- 4 この条例の施行の際現に設置され、又は設置の工事がされている新条例第23条第2項又は第3項第2号に規定する標識と併せて設ける図記号のうち、新条例第23条第4項の規定に適合しないものについては、当該規定にかかわらず、なお従前の例による。